

○国が行う化学物質等による労働者の健康障害防止に係るリスク評価実施要領（令和2年改訂版）（抜粋）

第1 趣旨等

3 リスクの評価の概要

(1) 有害性の種類及びその程度の把握

リスクの評価の対象とする化学物質等（以下「対象物質等」という。）の有害性の種類及びその程度を、信頼できる主要な文献（以下「主要文献」という。）から把握する。

また、必要に応じて、国際連合から勧告として公表された「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム」（以下「GHS」という。）で示される有害性に係るクラス（有害性の種類）及び区分（有害性の程度）を把握する。

第2 リスクの評価の実施方法

2 量—反応関係等の把握

ばく露限界、無毒性量等に加え、必要に応じてGHSで示される有害性に係る区分等を把握する。なお、有害性に係るデータについて、動物実験から得られたものと人から得られたものがある場合には、原則として人のデータを優先して用いるものとする。また、動物実験に基づくデータを使用する場合には、そのデータの信頼性について十分検討するものとする。

○リスク評価の手法（2020年改訂版）（抜粋）

1 リスク評価手法の概要

(1) 有害性の種類及びその程度の把握

リスクの評価の対象とする化学物質等の有害性の種類及びその程度を、信頼できる主要な文献から把握する。

また、必要に応じて、国際連合から勧告として公表された「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム」（以下「GHS」という。）で示される有害性に係るクラス（有害性の種類）及び区分（有害性の程度）を把握する。